

青森県報

第三千五百六十号

平成二十四年
七月四日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 保 険 課)	… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	… 一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(同)	… 二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	(同)	… 二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同)	… 二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障 害 福 祉 課)	… 二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(同)	… 三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(原 子 力 安 全 対 策 課)	… 三
大規模小売店舗の変更の届出の取下げ……………	(商 工 政 策 課)	… 四
大規模小売店舗の変更の届出……………	(同)	… 四
県営土地改良事業計画変更の決定……………	(農 村 整 備 課)	… 五
都市計画公聴会の開催……………	(都 市 計 画 課)	… 五
建設業者の許可の取消し……………	(上 北 地 域 民 局)	… 八
公営企業……………		
青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………	(整 備 企 画 課)	… 八

告 示

青森県告示第五百五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行 つ	指 定 年 月 日
	株式会社 なとみらい	八戸市湊高台四 丁目一三の二	通所介護	ひだまり家	平成 二四・七・一

青森県告示第五百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を行 う	指 定 年 月 日
	株式会社 なとみらい	八戸市湊高台四 丁目一三の二	通所介護	ひだまり家	平成 二四・七・一

青森県告示第五百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	株式会社 Ms	名称又は氏名	株式会社 Ms
主たる事務所の所在地又は住所	平川市碓ヶ関湯向川添五一の	主たる事務所の所在地又は住所	平川市碓ヶ関湯向川添五一の
居宅サービスの種類	居宅療養管理指導	居宅サービスの種類	居宅療養管理指導
名称	碓ヶ関調剤薬局	名称	碓ヶ関調剤薬局
所在地	平川市碓ヶ関湯向川添五一の〇	所在地	平川市碓ヶ関湯向川添五一の〇
届出の年月日	平成二四・六・七	届出の年月日	平成二四・六・七
廃止の年月日	平成二四・四・三〇	廃止の年月日	平成二四・四・三〇

青森県告示第五百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定居宅介護支援事業者	名称	指定居宅介護支援事業者
主たる事務所の所在地	八戸市青葉二丁目の三二	主たる事務所の所在地	八戸市青葉二丁目の三二
事業の種類	居宅介護支援事業を行う事業	事業の種類	居宅介護支援事業を行う事業
所在地	八戸市青葉二丁目の三二	所在地	八戸市青葉二丁目の三二
届出の年月日	平成二四・五・一六	届出の年月日	平成二四・五・一六
廃止の年月日	平成二四・六・二〇	廃止の年月日	平成二四・六・二〇

医療法人 誠仁会	つがる市木造若竹五	医療法人 野病院	つがる市木造若竹五
株式会社 新堂企画	上北郡東北町上北南四丁目三二の三〇八	ひまわり居宅介護支援事業所	上北郡東北町大字大浦字菅林一六の一
平成二四・五・一〇	平成二四・六・八	平成二四・五・一〇	平成二四・六・八

青森県告示第五百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	株式会社 Ms	名称又は氏名	株式会社 Ms
主たる事務所の所在地又は住所	平川市碓ヶ関湯向川添五一の	主たる事務所の所在地又は住所	平川市碓ヶ関湯向川添五一の
介護予防サービスの種類	介護予防居宅療養管理指導	介護予防サービスの種類	介護予防居宅療養管理指導
名称	碓ヶ関調剤薬局	名称	碓ヶ関調剤薬局
所在地	平川市碓ヶ関湯向川添五一の〇	所在地	平川市碓ヶ関湯向川添五一の〇
届出の年月日	平成二四・六・七	届出の年月日	平成二四・六・七
廃止の年月日	平成二四・四・三〇	廃止の年月日	平成二四・四・三〇

青森県告示第五百五十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
イオン薬局八戸田向店	八戸市大字田向字毘沙門平二七の一	平成二四・七一

青森県告示第五百五十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 年 月 日
名称 主たる事務所の所在地	名称 所在地	名称 所在地	年月日
一般社団法人 謙心会 五所川原市大字金山字竹崎一八の六	就労継続支援A型 五所川原市大字金山字竹崎一八の六	指定障害者就労継続支援A型事業所「創」 五所川原市大字飯詰字福泉六七の二 平成二四・七一	
一般社団法人 謙心会 五所川原市大字金山字竹崎一八の六	就労継続支援B型 五所川原市大字飯詰字福泉六七の一	指定障害者就労継続支援B型事業所「拓」 五所川原市大字飯詰字福泉六七の一	
特定非営利活動法人 八戸市大字幕ノ内九の二	共同生活介護 八戸市大字幕ノ内九の二	グループワーク 八戸市大字幕ノ内九の二	
特定非営利活動法人 八戸市大字幕ノ内九の二	共同生活 八戸市大字幕ノ内九の二	グループワーク 八戸市大字幕ノ内九の二	
特定非営利活動法人 八戸市大字幕ノ内九の二	共同生活 八戸市大字幕ノ内九の二	グループワーク 八戸市大字幕ノ内九の二	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県環境放射線監視テレメータシステム更新業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部原子力安全対策課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年六月十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士電機株式会社
東京都品川区大崎二丁目一の一
- 六 契約金額
一億七千五百三万五千元
- 七 契約の相手方を決定した手続
要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十四年五月九日

大規模小売店舗の変更の届出の取下げ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出をした次の者から平成二十四年六月二十日付けで当該届出の取下げがあった。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン七戸ショッピングセンター

上北郡七戸町大字荒熊内六七の九九〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

三 変更届出年月日

平成二十四年三月二日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン七戸ショッピングセンター

上北郡七戸町大字荒熊内六七の九九〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 村井正平
変更しよつとする事項

大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
							変更しよつとする事項
大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
イオン七戸ショッピングセンター	イオン七戸ショッピングセンター	積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
上北郡七戸町大字荒熊内六七の九九〇外	上北郡七戸町大字荒熊内六七の九九〇外	積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社	積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一	積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
代表取締役 村井正平	代表取締役 村井正平	積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
平成二十四年三月二日	平成二十四年三月二日	積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
大規模小売店舗の変更の届出	大規模小売店舗の変更の届出	大規模小売店舗の積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。	大規模小売店舗の積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
平成二十四年七月四日	平成二十四年七月四日	大規模小売店舗の積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
青森県知事 三 村 申 吾	青森県知事 三 村 申 吾	大規模小売店舗の積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
イオン七戸ショッピングセンター	イオン七戸ショッピングセンター	大規模小売店舗の積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
上北郡七戸町大字荒熊内六七の九九〇外	上北郡七戸町大字荒熊内六七の九九〇外	大規模小売店舗の積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	大規模小売店舗の積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分
イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社	大規模小売店舗の積荷位置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変更前	変更後	年月日	区 分

来客が駐車場 を利用するこ とができる時 間帯	午前八時三十分から 午後十一時三十分ま で	午前六時三十分から 午後十一時三十分ま で
----------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

四 届出年月日

平成二十四年六月二十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十四年七月四日から同年十一月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十一月四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、杭止堰地区の県営土地改良事業(ため池等整備事業(用排水施設整備))計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、

次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年七月五日から同年八月二日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により十和田都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)第二条第二項の規定により公告する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十四年七月二十四日 午前十一時から

二 開催の場所

十和田市役所 新館第三会議室 十和田市西十二番町六の一

三 案件

十和田都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

- 2 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、十和田市の区域内に住所を有する者とする。
 - 3 書面の提出期限
平成二十四年七月十八日までに到着のこと。
 - 4 書面の提出先
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一
十和田市建設部都市整備建築課 十和田市西十二番町六の一
 - 5 公述人の選定
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。
- 五 都市計画変更案の概要

十和田都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中3・3・2号儀兵平千歳森線ほか5路線を次のように変更する。

都市計画道路中3・4・7号並木西吾郷線を廃止する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考	
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・3・2	儀兵平千歳森線	十和田市大字相坂字野崎	十和田市大字三本木字千歳森	西十二番町	約 7,050 m	地表式	4車線	25m	幹線街路3・3・3号伝法寺井戸頭線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 10箇所		
	3・3・3	伝法寺井戸頭線	十和田市大字伝法寺字上伝法寺	十和田市大字洞内字井戸頭	大字相坂字高清水	約 12,170 m	地表式	4車線	28m	幹線道路3・3・1号佐井幅高清水線、幹線道路3・3・2号儀兵平千歳森線との立体交差 各1箇所 幹線街路と平面交差 3箇所		
	3・4・1	井戸頭相坂線	十和田市大字洞内字井戸頭	十和田市大字相坂字相坂	稲生町	約 6,920 m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 11箇所		
	車線数の内訳		4車線			約 1,800 m						
			2車線			約 5,120 m						
	3・4・3	稲生町本金崎線	十和田市稲生町	十和田市大字三本木字本金崎	西二番町	約 2,080 m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 4箇所		
	3・4・4	稲吉西二十二番町線	十和田市大字三本木字稲吉	十和田市西二十二番町	穂並町	約 4,480 m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差 9箇所		
3・6・4	元町西下平線	十和田市元町西四丁目	十和田市大字三本木字下平	元町東	約 2,380 m	地表式	2車線	11m	幹線街路3・4・2号下平東小稲線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 2箇所			

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

十和田市建設部都市整備建築課

2 閲覧期間

平成二十四年七月五日から同月十八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ウエブコーポレーション

二 代表者の氏名 芋田 俊雄

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字洞内字豊良一の三五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五〇〇一八二号

五 取消年月日 平成二十四年六月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、左官、鋼構造物及び塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年五月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号中「二年」を「百八十日」に改める。

第六条の四第一項第四号イ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改め、同項第十一号中「第十三号」の下に「及び第十四号」を加え、同項第二十一号及び第二十二号を削り、同項第二十号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十九号を同項第二十一号とし、同項第十八号中「一般の勤務に従事する職員の現住居が滅失し、又は損壊した」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる」に改め、同号に次のように加える。

ア 一般の勤務に従事する職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 一般の勤務に従事する職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第六条の四第一項第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

十六 第六条の五第一項に規定する要介護者の介護、通院等の付添い又は要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行う一般の勤務に従事する職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第六条の四第一項第十四号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「職員」を「一般の勤務に従事する職員」に、「または」を「若しくは」に改め、「行うこと」の下に「又は疾病の予防を図るために予防接種又は健康診断を受けさせ

ること」を、「五日」の下に、「(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日)」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 一般の勤務に従事する職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する一般の勤務に従事する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき
当該期間内における五日の範囲内の期間

第六条の四第二項中、「第十四号及び第二十一号」を「から第十六号まで」に、「すべて」を「全て」に改める。

第六条の五第一項中「あるもの」の下に、「(次項において「要介護者」という。)」を加え、同項第一号中「父母」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母」に改め、同項第二号イ中「祖父母」の下に、「孫」を加え、同号ロ中「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削る。

第三号様式中「輯から」を「輯 分から」に、「時まで」を「時 分まで」に改める。

第三号様式の五中「團 時間勤務」を「團 時間 分勤務」に改める。

第二十一号様式中「公職企業部長」を「県土整備部長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭